

しょうがいしゃふくし

障害者福祉のしおり



れいわ ねん がつ
令和8年6月

しょうがいしゃふくしせさくいちらん 障害者福祉施策一覧

※ 申請してから制度を受けられるまで期間を要する場合がありますので、資格・条件・申請時期等詳細については、お早めに担当窓口でご確認ください。

※ 障害者の法律や制度以外の法律や制度(介護保険制度等)が優先になる場合があります。

※ 支給額や掛金等に改定があるものについては、変動があります。

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方の各種制度 ○:該当 △:一部該当 者:18歳以上の障害者 児:18歳未満の障害児

区分 事業名		要件	内容	身体障害者(児)						知的障害者(児)			窓口
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	A (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)	
手 当 年 金	重度心身障害者 介護手当	65歳未満の在宅6ヶ月以上のねたきり 又は常時介護を必要とする重度障害者 (自立支援給付や介護保険のサービス を利用していない者に限る。) 支給制限あり(市町村民税課税世帯)	介護者に支給 年額 100,000 円 (2月支給)	△ ねたきり等	△					△ ねたきり等			ほんちようちいきふくしか 本庁地域福祉課 かくししよちいきしんこうか 各支所地域振興課
	特別障害者手当	20歳以上の在宅重度障害者(政令で定 める重度の障害が2つ以上等)であり、 常時介護を必要とする者 所得制限あり	障害者に支給 月額 30,450 円 (2・5・8・11月支給)	者 △	者 △					者 △			
	障害児福祉手当	20歳未満の在宅重度障害児(身障1級 及び2級の一部、最重度知的障害)、重 複障害児(身障2級と重度知的障害の 合併)であり、常時介護を必要とする者 所得制限あり	障害者に支給 月額 16,560 円 (2・5・8・11月支給)	△	△					△			
	特別児童扶養 手当	20歳未満で在宅の中度以上の障害児 を養育(別途診断書等により認定) 所得制限あり	父母又は養育者に支給 1級 月額 58,450 円 2級 月額 38,930 円 (4・8・11月支給)	△	△	△	△			○	△	△	ほんちようじどうふくしか 本庁児童福祉課 かくししよちいきしんこうか 各支所地域振興課
	児童扶養手当	①18歳に達する日以後の最初の3月3 1日までの間にある児童 ②20歳未満で心身に中度以上の障害 がある児童 ①又は②を養育する父母が重度の障害 者(政令で定める程度の障害) 所得制 限あり	ひとり親等の父母又は養 育者に支給 月額 11,340 円～48,050 円 (養育する児童1人の場合) (1・3・5・7・9・11月支給)	者 △	者 △					者 △			
				児童扶養手 当法						同左			

じぎょうめい 事業名 くぶん 区分		ようけん 要件	ないよう 内容	しんたいしょうがいしゃ 身体障害者(児) じ						ちてきしょうがいしゃ 知的障害者(児) じ			まどぐち 窓口
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	A (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)	
て あてねんきん 手当年金	しょうがい き そ ねんきん 障害基礎年金	被保険者又は被保険者であった 60 歳以上 65 歳未満の方が一定程度(国民年金法による1、2級)以上の障害になったとき(20歳未満で障害者になった者を含む)	1級 年額 1,059,125 円 (S31.4.1 以前生まれの方: 1,056,125 円) 2級 年額 847,300 円 (S31.4.1 以前生まれの方: 844,900 円) (2ヵ月に1回(偶数月)に支給)	者 △	者 △	者 △	者 △			者 △	者 △	者 △	ほんちようこく ほいりようねんきんが 本庁国保医療年金課 かくしよちいきしんこうか 各支所地域振興課 また 又は ひめじねんきんじ むしよ 姫路年金事務所 〔かにゆうねんきん しゅべつ 加入年金の種別に しんせいさき か より、申請先が変わ ります。〕
	とくべつしょうがいきゆうふきん 特別障害給付金	①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者	障害基礎年金 1 級該当 R8年度 月額 58,650 円 “ 2 級該当 R8年度 月額 46,920 円 ※支給額は毎年度、物価の変動に応じて改定されます	者 △	者 △	者 △	者 △			者 △	者 △	者 △	
	しょうがいしゃ ふくしきん 障害者福祉金	たつの市内に1年以上居住の身体障害者(児)(1～4級)、知的障害者(児)	1・2級、A 月額 3,000 円 3級、B1 月額 1,500 円 4級、B2 月額 750 円 (2・8月支給)	○	○	○	○			○	○	○	
いりよう 医療	じゅうどうしょうがいしゃ 重度障害者 いりようひじよせいじぎょう 医療費助成事業	後期高齢者医療被保険者でない重度身体障害者(1・2級)、重度知的障害者(A) 所得制限あり	医療保険又は後期高齢者医療制度による給付が行われた場合の自己負担額の一部を公費負担する	○	○					○			ほんちようこく ほいりようねんきんが 本庁国保医療年金課 かくしよちいきしんこうか 各支所地域振興課
	こうれいじゅうどうしょうがいしゃ 高齢重度障害者 いりようひじよせいじぎょう 医療費助成事業	後期高齢者医療被保険者で、重度身体障害者(1・2級)、重度知的障害者(A) 所得制限あり		○	○					○			
	こうきこうれいしゃいりよう 後期高齢者医療 せいど 制度	65歳以上の身体障害者(1～3級、4級の一部)、重度知的障害者(A) (75歳未満は従来の保険と選択可)	医療費の自己負担割合 1割(現役並み所得者は3割) ※一定の所得がある方は2割	○	○	○	△			○			
	じりつしえん いりよう 自立支援医療 こうせいりりようぶん (更生医療分)	18歳以上の身体障害者(身体障害者更生相談所の判定による。)	手術等により、身体上の障害が改善され機能が回復する場合、そのための医療を指定医療機関で公費により受けることができる	者 ○	者 ○	者 ○	者 ○	者 ○	者 ○				ほんちようこく いきふくし か 本庁地域福祉課 かくししよちいきしんこうか 各支所地域振興課
	じりつしえん いりよう 自立支援医療 いくせいりりようぶん (育成医療分)	18歳未満の身体障害児(指定育成医療機関の判定による。)	自己負担 原則1割 (課税状況により上限額の設定あり)	児 ○	児 ○	児 ○	児 ○	児 ○	児 ○				

事業名 くぶん 区分		要件 ようけん	内容 ないよう	身体障害者(児) しんたいしょうがいしや じ						知的障害者(児) ちてきしょうがいしや じ			窓口 まどぐち
				1 級	2級	3級	4級	5級	6級	A (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)	
共済	兵庫県心身障害者扶養共済制度 ひょうごけんしんしんしょうがいしやふようきょうさいせいど者扶養共済制度	身体障害者1～3級及び知的障害者を扶養する65歳未満の親族が加入できる(ただし、生命保険契約の対象とできない疾病・障害を有しないこと) 掛金月額 1口 9,300 円～23,300 円 (1人2口まで) ※掛金免除規定あり	加入者死亡のとき 月額 20,000 円支給 障害者死亡のとき(弔慰金) 30,000 円～250,000 円 (加入時期、加入期間により支給額が異なります。) △	△	△	△	△	△	△	△	△	△	本庁地域福祉課 ほんちようちいきふくしか 各支所地域振興課 かくししょちいきしんこうか
	心身障害者扶養共済制度掛金援助事業 しんしんしょうがいしやふようきょうさいせいどかけきん共済制度掛金援助事業	本市に引き続き 1 年以上住所を有する兵庫県心身障害者扶養共済制度加入者	年間掛金額の2分の1以内を助成 △	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
資金の貸付	生活福祉資金の貸付 せいかつふくしきしん生活福祉資金の貸付	身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた者の属する世帯 〈貸付対象となる資金の用途(一部)〉 ・日常生活を送る上で必要な福祉機器の購入にかかる費用 ・障害者の通院、通所等に使用する自動車の購入にかかる費用 ・住宅のバリアフリー化等の増築、改築、拡張、補修、保全にかかる費用 ・疾病の療養に必要となる経費 など	貸付限度額 5,800,000 円 ※資金の用途により、限度額が定められています。 返還期間 10 年以内 ※資金の用途により、期間が定められています。 利息 無利子 ※但し、連帯保証人を立てられない場合は 1.5%	詳しくは、社会福祉協議会にお尋ねください									社会福祉協議会 しゃかいふくしきようぎかい
	身体障害者更生生活資金の貸付 しんたいしょうがいしやこうせい生活資金の貸付	20歳以上の身体障害者生活福祉資金の生業費の貸付を受けた人でまだ資金の不足する人	貸付限度額 400,000 円 返還期間 5年以内(うち据置期間1年) 利息 年3%	者 ○	者 ○	者 ○	者 ○	者 ○	者 ○				県身体障害者福祉協会 けんしんたいしょうがいしやふくしきようかい (相談員を通じて) そうだんいん つう
	生活環境改善資金の貸付 せいかつかんきやうかいぜん生活環境改善資金の貸付	在宅重度心身障害者(児)の日常生活ならびに介護を容易にするための住宅改修・改築、設備の購入をする場合	貸付限度額 1,000,000 円 返還期間 据置期間経過後6年以内(据置期間【身体障害者】6ヶ月以内、【知的障害者】1年以内) 無利息	○	○					○			県身体障害者福祉協会 けんしんたいしょうがいしやふくしきようかい 県手をつなぐ育成会 けんて いくせいかい (相談員を通じて) そうだんいん つう

じぎょうめい 事業名		くぶん 区分	ようけん 要件	ないよう 内容	しんたいしょうがいしや 身体障害者(児)						ちてきしょうがいしや 知的障害者(児)			まどぐち 窓口	
					1 級	2級	3級	4級	5級	6級	A (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)		
税 の 控 除 又 は 免 除	しよとくぜい 所得税		特別障害者控除 本人又は扶養親族、同一生計配偶者 等が、身体障害者(児)1・2級 知的障害者(児)A の場合	所得 控除額	特別障害者 40 万円 (同居の場合 75 万円)	○	○					○			たつのぜいむしよ 龍野税務署
			障害者 27 万円					○	○	○	○		○	○	
	じゅうみんぜい 住民税		障害者控除 本人又は扶養親族、同一生計配偶者 等が、身体障害者(児)3～6級 知的障害者(児)B1・B2の場合		特別障害者 30 万円 (同居の場合 53 万円)	○	○					○			ほんちようし ぜい か 本庁市税課 かくししよちいきしんこうか 各支所地域振興課
			障害者 26 万円						○	○	○	○		○	
	そうぞくぜい 相続税		心身障害者が相続した場合	控 除 額	(85歳－現在の年齢) ×20万円	○	○					○			たつのぜいむしよ 龍野税務署
					(85歳－現在の年齢) ×10万円					○	○	○	○	○	
	ぞうよぜい 贈与税		重度障害者が財産を信託した場合		6,000 万円まで非課税	○	○						○		
けいじどうしやぜい 軽自動車税		①障害者又は障害者と生計を一にする 者が所有し、運転する軽自動車 ②障害者のみの世帯の者が所有し、当 該障害者を常時介護する者が運転す る軽自動車 ①又は②でもっばら当該障害者の移動 手段として使用する場合(障害者1人に つき1台)	全額免除 申請期限 各年度の納期限まで	軽自動車の所有者・運転者、障害の種類、障害程度・ 等級による制限あり ※療育手帳をお持ちの方の本人運転に関する減免は ありません。 ※自動車税の減免を受けている方は対象となりませ ん。									ほんちようし ぜい か 本庁市税課 かくししよちいきしんこうか 各支所地域振興課		
じどうしやぜい 自動車税		①障害者又は障害者と生計を一にする 者が所有し、運転する普通自動車 ②障害者のみの世帯の者が所有し、当 該障害者を常時介護する者が運転す る普通自動車 ①又は②でもっばら当該障害者の移動 手段として使用する場合(障害者1人に つき1台)	減免限度額あり 自家用 39,500 円 営業用 9,500 円 ※上記の減免限度額は、総排 気量が 1.5ℓ超、通常の自動 車の場合です。 ※総排気量、グリーン化税制適 用状況により減免額が変わり ます。 申請日 随時受付 (月割減免可)	自動車の所有者・運転者、障害の種類、障害程 度・等級による制限あり ※療育手帳をお持ちの方の本人運転に関する減 免はありません。									×		たつのけんぜいじ むしよ 龍野県税事務所
ゆうせいど マル優制度 (しょうがくちようちくひかぜいせいど 少額貯蓄非課税制度)		身体障害者手帳所持者及び療育手帳 所持者	350 万円までの預金等の 利息非課税		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	かくきんゆうきかん 各金融機関

区分 事業名		要件	内容	身体障害者(児)						知的障害者(児)			まどぐち 窓口
				1 級	2級	3級	4級	5級	6級	A (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)	
J R・バス・公共料金等の割引	えぬえいけいほうそう NHK放送 受信料	身体障害者又は知的障害者のいる市 民税非課税世帯	全額免除							△	△	△	ほんちようちいきふくしか 本庁地域福祉課 かくししよちいき 各支所地域 しんこうか 振興課
		契約者が世帯主で、下記条件に該当する 場合。 ①視覚・聴覚障害者又は1・2級の身体 障害者(視覚・聴覚以外) ②療育Aの知的障害者	半額免除	△	△	△	△	△	△				
	じえいあーる J R 運賃	障害者(児)が <u>介護者付き添い</u> で利用 する場合	本人と介護者1名の乗車 券及び急行券 50%割引 本人と介護者1名の定期 乗車券(小児定期乗車券 を除く) 50%割引	第1種障害者(児) 第1種障害者(児)及び12歳未満の第2種障害児						じえいあーるまどぐち J R 窓口 はんばいまどぐち てちょう (販売窓口で手帳 ていじ 呈示)			
		障害者(児)が <u>一人</u> で利用する場合 (片道 100km を超える場合のみ)	普通乗車券 50%割引	第1種障害者(児)及び第2種障害者(児)									
	してつうちん 私鉄運賃	各社の取り扱い一定せず、ほぼJRに準 じている。	JRに準ずる	JRに準ずる。						かくかいしゃまどぐち 各会社窓口			
	みんかん こうえい 民間・公営バス	第1種障害者(児)	本人と介護者1名(単独利 用も可) 50%割引 定期券は 30%割引	詳しくは、各バス会社窓口でお尋ねください。 ※たつの市のコミュニティバスは適用外です。						かくかいしゃまどぐち 各会社窓口			
		第2種障害者(児)	本人のみ 50%割引 定期券は 30%割引										
こくないこうくうちん 国内航空運賃	身体障害者手帳の交付を受けている満 12 歳以上の身体障害者又は療育手帳 の交付を受けている満12 歳以上の知的 障害者が介護者と共に、又は単独で利 用する場合	本人と介護者1名(単独利 用も可)に割引適用	詳しくは、各航空会社窓口でお尋ねください。						かくかいしゃまどぐち 各会社窓口 はんばいまどぐち てちょう (販売窓口で手帳 ていじ 呈示)				
せんぱく 船舶 カーフェリー	各社の取り扱い一定していない。		詳しくは、各カーフェリー会社窓口でお尋ねください。						かくかいしゃまどぐち 各会社窓口				

じぎょうめい 事業名		くぶん 区分	ようけん 要件	ないよう 内容	しんたいしょうがいしゃ 身体障害者(児)						ちてきしょうがいしゃ 知的障害者(児)			まどぐち 窓口
					1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)	
しょうがいふくし 障害福祉サービス														
かいごきゅうふ 介護給付	ほうもんけい 訪問系	きょたくかいご 居宅介護 (ホームヘルプ)	在宅の身体障害者・知的障害者・障害児、難病患者で、日常生活を営む上でサービスが必要とされる者 (障害支援区分によりサービス支給の可否を判定) ①市障害福祉窓口で相談・申請 ↓ ②サービス利用計画案の提出依頼 ↓ ③障害者の心身の状況や生活環境などについて市職員が訪問調査 ↓ ④調査結果と主治医意見書をもとに、たつの市障害支援区分認定審査会において審査・判定 ↓ ⑤障害支援区分の決定、「障害福祉サービス受給者証」の交付 ↓ ⑥サービス利用計画の作成 ↓ ⑦サービス事業者と契約 ↓ ⑧サービスの利用 〔利用者負担は原則 1 割 課税状況に応じた上限額を設定〕	居宅における ①身体介護(食事・入浴・排せつなどの介助) ②家事援助(炊事・掃除・洗濯などの支援) ③通院等介助(病院に行く際の介助)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	ほんちようちいきふくしか 本庁地域福祉課 かくししょ 各支所 ちいきしんこうか 地域振興課
		じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	②サービス利用計画案の提出依頼	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者の居宅と外出時の介護を総合的に提供	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		どうこうえんご 同行援護	③障害者の心身の状況や生活環境などについて市職員が訪問調査	視覚障害者の外出時の介護を総合的に提供	△	△	△	△	△	△				
		こうどうえんご 行動援護	④調査結果と主治医意見書をもとに、たつの市障害支援区分認定審査会において審査・判定	知的障害等により行動障害がある方の外出時の危険回避等の援護							△	△	△	
		じゅうどしょうがいしゃどう 重度障害者等 ほうかつしえん 包括支援	⑤障害支援区分の決定、「障害福祉サービス受給者証」の交付	常に介護の必要な障害者に複数のサービスを包括的に提供	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	にちちゅうかうかつびどうけい 日中活動系	たんきにゅうしょ 短期入所	⑥サービス利用計画の作成	自宅での介護が一時的に困難になった場合の障害者支援施設等での入所支援	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		せいかつかいご 生活介護	⑦サービス事業者と契約 ↓ ⑧サービスの利用	常に介護の必要な障害者に、施設等において日中の食事・入浴・排せつの介護や創作的活動・生産活動の機会を提供	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		りょうようかいご 療養介護		病院などの施設で機能訓練や療養上の管理、看護、介護又は日常生活上の援助を行う	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	しせつけい 施設系	しせつにゅうしょ 施設入所 しえん 支援	※障害福祉サービス、児童通所支援サービスを利用する場合は、相談支援事業所においてサービス等利用計画案の作成・提出が必要となります。	施設等入所者に、居住の場と夜間及び日中活動のない日の支援を提供	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

区分 じぎょうめい 事業名				ようけん 要件	ないよう 内容	身体障害者(児) しんたいしょうがいしゃ　じ						知的障害者(児) ちてきしょうがいしゃ　じ			まどぐち 窓口
						1 級	2級	3級	4級	5級	6級	A (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)	
訓練等給付 くんれんとうきゅうふ	訓練系・就労系 くんれんけい　しゅうろうけい	自立訓練 じりつく　くんれん	きのう 機能 訓練	身体障害者・知的障害者・障害児、難病患者で、自立した生活を営むための訓練や、就職につながる支援が必要とされる者 〔申請から利用までの手順は介護給付と同じ(ただし④を除く)〕 〔利用者負担は原則 1 割 課税状況に応じた上限額を設定〕	身体障害者が地域生活に移行するための身体機能向上等の訓練	△	△	△	△	△	△				ほんちようちいきふくしか 本庁地域福祉課 かくししょ 各支所 ちいきしんこうか 地域振興課
			せいかつ 生活 訓練		知的障害者への地域生活に向けた生活能力向上訓練							△	△	△	
		就労移行支援 しゅうろう　いこう しえん			就労希望者に生産活動等の機会を提供し、知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		就労継続支援 しゅうろう　けいぞく しえん			就労が困難な者に生産活動等の機会を提供 A型　一般就労への移行に向けての支援 B型　知識・能力の維持・向上のための支援	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		就労選択支援 しゅうろう　せんたく しえん			就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		就労定着支援 しゅうろう　ていちゃく しえん			就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

じぎょうめい 事業名 くぶん 区分			ようけん 要件	ないよう 内容	しんたいしょうがいしゃ 身体障害者(児) じ						ちてきしょうがいしゃ 知的障害者(児) じ			まどぐち 窓口
					1 級	2級	3級	4級	5級	6級	A (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)	
訓練等給付	居住支援系	じりつ 自立 えんじょ 援助 せいかつ 生活		施設入所支援や共同生活援助(グループホーム)を利用していた人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う	△	△	△	△	△	△	△	△	△	ほんちようちいきふくしか 本庁地域福祉課 かくししよ 各支所 ちいきしんこうか 地域振興課
		きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループ ホーム)	※共同生活援助(グループホーム)については、8ページの要件欄に記載の手順になります。 ※グループホーム家賃補助 最大15,000円の家賃補助があります。 (生活保護法第6条第1項に規定する被保護者は除く)	○介護サービス包括型 重度の障害者が共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護を提供 ※世話人・生活支援員を配置 ○外部サービス利用型 就労・就労継続支援等を利用している知的障害者が共同生活を営む上での相談及び生活上の援助 ※世話人を配置 介護が必要な場合は外部の居宅介護事業所に委託	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
相談支援		けいかくそうだんしえん 計画相談支援		障害サービスの支給決定または変更前に、サービス等利用計画案を作成し、一定期間モニタリングを実施。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

じぎょうめい 事業名 くぶん 区分		ようけん 要件	ないよう 内容	しんたいしょうがいしゃ 身体障害者(児)						ちてきしょうがいしゃ 知的障害者(児)			まどぐち 窓口
				1 級	2級	3級	4級	5級	6級	A (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)	
じどうつうしよしえん 児童通所支援	じどうはったつしえん 児童発達支援		日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練を行う	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	ほんちうちいきふくしか 本庁地域福祉課 かくししよ 各支所 ちいきしんこうか 地域振興課
	ほうかごとう 放課後等 デイサービス		放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	
	ほいくしよとう 保育所等 訪問支援		保育所や児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における適応のための専門的な支援を行う。	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	
	きょたくほうもんがた 居宅訪問型 児童発達支援		重度心身障害児等であつて、外出することが著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	
	たしけいげん 多子軽減	就学前の兄、姉がいる世帯の第 2 子以降が児童通所支援を利用する場合	第2子の負担額は5%、第3子以降は負担なし(0%)。	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	児 △	

区分 事業名			要件	内容	身体障害者(児)						知的障害者(児)			まどぐち 窓口
					1 級	2級	3級	4級	5級	6級	A (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)	
地域生活支援事業	居宅生活支援事業	移動支援	身体障害者・知的障害者・障害児、難病患者で、自立した日常生活又は社会生活を営むためにサービスが必要とされる者 ①市障害福祉窓口で相談・申請 ②申請の際に、障害者の心身の状況や生活環境などについて聴き取り調査 ③支給の決定、「居宅生活支援事業受給者証」の交付 ④サービスの利用 〔利用者負担は原則 1 割 課税状況に応じた上限額を設定〕	社会生活上必要な外出、余暇活動等の社会参加のための支援	△	△	△	△	△	△	△	△	△	ほんちようちいきふくしか 本庁地域福祉課 かくししょ 各支所 ちいきしんこうか 地域振興課
		日中一時支援	自宅での介護が一時的に困難になった場合に、施設等で宿泊を伴わずに食事、排泄などの介護を行う	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	相談支援		障害者等の相談に応じて、情報・助言を提供 関係機関との連絡調整等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣		聴覚障害者等で、手話又は要約筆記による円滑な意思の疎通を図ることができ、外出する時に適当な付添いが得られない 18 歳以上の者 ①各種届出、相談、行事参加等のため官公庁、学校等の公的機関に行く場合 ②受診等のため医療機関に行く場合 ③多数の聴衆者に対して会合、会議等を開催する場合	市登録の手話奉仕員又は要約筆記奉仕員を派遣 派遣費用 無料 社会福祉協議会へ希望日の7日前までに申請(緊急を要する場合はこの限りではない) ※FAXによる申請可	者 △	者 △	者 △	者 △	者 △	者 △				
日常生活用具給付		在宅(一部品目例外あり)の身体障害者(児)・知的障害者(児)・難病患者 品目ごとに障害程度・等級による制限あり	日常生活の利便を図るため、生活用具を給付する(入浴補助用具・ストマ用装具・特殊寝台等) 自己負担 原則 1 割(課税状況により上限額あり) 品目ごとに給付限度額あり	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

くぶん 区分 じぎょうめい 事業名		ようけん 要件	ないよう 内容	しんたいしょうがいしゃ　じ 身体障害者(児)						ちてきしょうがいしゃ　じ 知的障害者(児)			まどぐち 窓口
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	A (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)	
ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業	じどうしゃ　うんでん　めんきょ 自動車運転免許の取得費用助成	身体障害者、又は知的障害者のうち ①指定教習所で教習を受け、普通自動車免許を新規に取得した者 ②経費を自らの負担で支払った者 ③自動車の使用により、社会活動への参加に効果があると認められる者 ※免許取得後 <u>1か月以内</u> に申請書の提出が必要	免許取得のために直接要した費用の2/3以内の額を助成 限度額　100,000円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ほんちようちいきふくしか 本庁地域福祉課 かくししょ 各支所 ちいきしんこうか 地域振興課
	じどうしゃかいぞうひ 自動車改造費助成	身体障害者又は知的障害者が自ら所有し、運転する自動車の改造 所得制限あり ※改造着 <u>手前</u> に申請書の提出が必要	自動車の手動装置等の改造に要した経費を助成 限度額　100,000円	者 ○	者 ○	者 ○	者 ○	者 ○	者 ○	者 ○	者 ○	者 ○	
	ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター	身体障害者・知的障害者・障害児で自立した日常生活又は社会生活を営むためにセンターの利用が必要とされる者	創作的活動又は生産活動の機会の提供や相談支援など	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	ほうもんがたほこう 訪問型歩行訓練士派遣事業	市内に在住の視覚障害者。 歩行訓練は、利用者の勤務先や通勤経路を含む生活を送る範囲内。	訓練士の派遣に必要な交通費全額及び訓練に係る報酬費の9／10を助成（市民税所得割非課税者は、自己負担額の1／2を免除）	△	△	△	△	△	△				

区分 じぎょうめい 事業名		ようけん 要件	ないよう 内容	しんたいしょうがいしゃ 身体障害者(児)						ちてきしょうがいしゃ 知的障害者(児)			まどぐち 窓口
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	A (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)	
その他助成・給付	ほそうぐこうにゆう 補装具購入 かりう ・借受けにかかる ひようしきゅう 費用の支給	身体障害者(児)、難病患者で、障害程度・等級により補装具が必要であると認められる者 (身体障害者更生相談所の判定を要する場合あり)	身体上の障害を補うための用具にかかる費用を支給 (義足・車いす・補聴器等) 自己負担 原則 1割 (課税状況により上限額あり) 品目ごとに支給限度額あり	△	△	△	△	△	△				ほんちようちいきふくしか 本庁地域福祉課 かくししょ 各支所 ちいきしんこうか 地域振興課
	じゅうたくかいぞうひよせいい 住宅改造費助成	重度の身体障害者・知的障害者で、調査により改造が必要であると認められる者	住宅改造する費用の一部を助成 所得税額により助成率を乗じた額 最高限度額 1,000,000 円	△	△					△			
	じりつしえんはいしよく 自立支援配食サービス	食事の調理が困難な重度障害者のみの世帯又は重度障害者と65歳以上の高齢者のみの世帯	栄養のバランスがとれた食事を配食し安否確認を行う 昼食週1回 夕食週5回以内 (土・日・祝日を除く)	△	△					△			ほんちようこうねん ふくしか 本庁高年福祉課 かくししょ 各支所 ちいきしんこうか 地域振興課
	きゅうきゅういりようじょうほう 救急医療情報 はいふ キット配付	重度の障害者のみの世帯又は重度の障害者と65歳以上の世帯に属する者	かかりつけ医療機関や持病等、救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配付する。 ①保管容器 ②医療情報用紙 ③保管者ステッカー、マグネット	○	○					○			ほんちよう 本庁 ちいきほうかつしえんか 地域包括支援課 かくししょ 各支所 ちいきしんこうか 地域振興課
	あおとりゆうびんはがき 青い鳥郵便葉書 はいふ の配付	身体障害者1・2級所持もしくは療育手帳A判定の者	申請により、重度身体障害者及び重度知的障害者に、郵便局より通常郵便はがき(無地、インクジェット紙またはくぼみ入り)が配付される。	○	○					○			もよ 最寄りの郵便局

じぎょうめい 事業名 くぶん 区分		ようけん 要件	ないよう 内容	しんたいしょうがいしゃ 身体障害者(児)						ちてきしょうがいしゃ 知的障害者(児)			まどぐち 窓口
				1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)	
その他 助成・給付	はりまにしあおとりがっきゅう 播磨西青い鳥学級 はりまにしきがっきゅう 播磨西くすの木学級	西播磨地域内在住の視覚(青い鳥学級)、聴覚・言語(くすの木学級) 障害者(義務教育修了年齢以上)	視覚、聴覚・言語障害の方を対象に、教養・実技・健康講座、学外研修等を実施	○	○	○	○	○	○				しゃかいきょういくか 社会教育課 ちゅうおうこうみんかん (中央公民館)
	ひょうご 兵庫ゆずりあい ちゅうしゃじょうせいど 駐車場制度	身体・知的、高齢者、難病患者、妊産婦、傷病人等で歩行が困難な方(障害区分、障害程度により限定される)	兵庫県に登録された「兵庫ゆずりあい駐車場」の標章がある駐車区画に駐車ができる利用証を交付。(要件により有効期限あり)	△	△	△	△	△	△	△			たつのけんこう 龍野健康 ふくしじむしょ 福祉事務所 ほんちょう 本庁 ちいさふくしか 地域福祉課 かくししょ 各支所 ちいきしんこうか 地域振興課
	ヘルプマーク ヘルプカード こうふ の交付	外見からは分かりづらい障害や病気等があり、配慮を必要としている人	【ヘルプマーク(タグ)】 かばんに装着する等、身に付けて外出先で周囲に配慮等が必要なことを知らせるもの 【兵庫県版ヘルプカード】 名刺サイズのカードで、配慮等を必要とする場面で提示するもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ほんちょう 本庁 ちいさふくしか 地域福祉課 かくししょ 各支所 ちいきしんこうか 地域振興課
	ねっと NET 1 1 9 緊急 つうほう 通報システム	①相生市、宍粟市、たつの市、佐用町及び上郡町光都にお住まいの方、または在学在勤中の方 ②聴覚、音声言語機能またはそしゃく機能障害の方で音声による会話が困難な方	スマートフォン等のインターネットのできる携帯電話を利用して緊急通報ができるサービス	△	△	△	△	△					にし 西はりま消防組合 又は ほんちょうちいさふくしか 本庁地域福祉課
	ろうどくしいでい 朗読CD	視覚障害のある方	広報誌等の内容を音声で収録したCDなどを提供します。	△	△	△	△	△	△				しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会

じぎょうめい 事業名 くぶん 区分		ようけん 要件	ないよう 内容	しんたいしょうがいしや 身体障害者(児)						ちてきしょうがいしや 知的障害者(児)			まどぐち 窓口
				1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)	
その他 助成・給付	てんじこうほう 点字広報	視覚障害のある方	点字対応の広報誌を提供します。	△	△	△	△	△	△				ほんちようこうほう ひ し ょ か 本庁広報秘書課
	たいいく しせつ しようりょう 体育施設 使用料 わりびきの割引	身体障害者手帳及び療育手帳所持者	市内体育施設(体育館、テニスコート、プール)の使用料を8割減免する	○	○	○	○	○	○	○	○	○	スポーツ振興課 各体育館
	じどうしゃ じ こ たいさく 自動車事故 対策 きこう かいご 機構による介護 りようしきゅう 料支給	自動車事故を原因として脳、脊髄又は、胸腹部臓器に重度の後遺障害を持ったため、日常生活動作について常時又は、随時の介護が必要になった方 ※所得制限あり	介護料の支給 ※所得制限あり	△	△	△	△	△	△				どくりつぎょうせいほうじん 独立行政法人 自動車事故対策 きこうひょうごししよ 機構兵庫支所 078-271-7601
	デジタル障害者 てちょう 手帳(ミライロ ID)	障害者手帳を所有している方 ◇ミライロ ID https://mirairo-id.jp/	スマートフォン向けアプリです。手帳情報等を登録し、公共施設や商業施設で障害者手帳の代わりに提示することができます。(利用の可否については、提示する施設にご確認ください。)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ミライロ ID 登録画面 QRコード 
災害	ひなん こうどう ようしえん 避難行動 要支援 しゃめいぼ 者名簿	身体障害者手帳の内 1 種のうち 下肢・体幹(1～3 級)、視覚(1～4 級)、聴覚(2～3 級) 複数の障害がある場合は個々の障害の等級で判別します。	あらかじめ障害者等の住所、連絡先、病院、親族、協力員を登録し災害時の支援に資する。	△	△	△	△						ちいきふくし か 地域福祉課 かくししよ ちいき しんこうか 各支所 地域 振興課 みんせいいいん 民生委員
その他	サポートファイル	障害のある方等	こどもの発達にかかる様々な情報について、記録整理するファイル形式のノートです。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ほんちようちいきふくし か 本庁地域福祉課

補装具の種類

しょうがい 部位 障 害 部 位	ほそうぐめい 補装具名	しょうがい 部位 障 害 部 位	ほそうぐめい 補装具名	しょうがい 部位 障 害 部 位	ほそうぐめい 補装具名
したいふじゆう 肢体不自由 たいかんしょうがい 体幹障 害	ぎそく いちぶたいよ か 義足【一部貸与可】	したいふじゆう 肢体不自由 たいかんしょうがい 体幹障 害	ほこうほじょ 歩行補助つえ	しかくしょうがい 視覚障 害	しかくしょうがいしやあんぜん 視覚障 害者安全つえ
	ぎしゅ いちぶたいよ か 義手【一部貸与可】		ほこうき たいよ か 歩行器【貸与可】		ぎがん 義眼
	そうぐ いちぶたいよ か 装具【一部貸与可】		ざい ほ じ じ たいよ か 座位保持いす（児）【貸与可】		めがね きょうせいめがね しやこうめがね じゃくしめがね 眼鏡（矯正眼鏡・遮光眼鏡・弱視眼鏡）
	ざい ほ じ そうち いちぶたいよ か 座位保持装置【一部貸与可】		きりつ ほ じ ぐ じ 起立保持具（児）		コンタクトレンズ
	くるま 車いす		とうぶ ほ じ ぐ じ 頭部保持具（児）	ちょうかくしょうがい 聴 覚 障 害	ほちようき じんこうないじ おんせいしんごうしよりそうち 補聴器・人工内耳（音声信号処理装置のみ）
	でんどうくるま 電動車いす		はいべんほじょぐ じ 排便補助具（児）	げんごしょうがい 言語障 害	じゅうどしょうがいしやよう い しでんたつそうち たいよ か 重度障 害者用意伝達装置【貸与可】

補装具費申請に必要な書類

- ①補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書
- ②同意書
- ③身体障 害者手帳の写し
- ④見積書
- ⑤補装具費支給意見書等医師の意見書
身体障 害者手帳によって、補装具を必要とすることが
確認できるときは不要
※補装具の種類等によって用紙が異なります。

日常生活用具申請に必要な書類

- ①日常生活用具給付申請書
- ②同意書
- ③身体障 害者手帳又は療 育手帳の写し
- ④見積書
- ⑤カタログの写し

日常生活用具の種類

障害部位	用具名
視覚障害	点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用地上デジタル対応テレビ、盲人用時計（者）、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計（者）、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字ディスプレイ（者）
（知的障害）	電磁調理器
聴覚障害	点字ディスプレイ（者）、聴覚障害者用屋内信号装置（者）、聴覚障害者用情報受信装置
（言語障害）	聴覚障害者用通信装置、人工内耳用ボタン電池、人工内耳用充電電池及び充電器
肢体不自由 体幹機能障害	特殊寝台（者）、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、居宅生活動作補助用具（手すり・段差解消等で住宅改修を伴うもの）、特殊マット、携帯用会話補助装置
（知的障害）	特殊便器、紙おむつ、頭部保護帽
（平行機能障害）	頭部保護帽、歩行補助つえ（1本杖）、移動・移乗支援用具、（手すり・スロープ等で住宅改修を伴わないもの）
（視覚障害）	情報・通信支援用具（パソコン周辺機器・アプリケーション等）
内部障害	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、酸素ボンベ運搬車（者）、ストマ用装具、収尿器
音声言語障害	携帯用会話補助装置、人工喉頭
その他（知的障害）	火災警報器、自動消火器

（者）：18歳以上の障害者のみ対象 （児）：18歳未満の障害児のみ対象

※在宅生活を原則としますが、紙おむつ・ストマ用装具は入院又は入所している場合も支給対象となります。

※日常生活用具の給付・貸与の対象となる障害及び程度についての詳細はたつの市心身障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱の別表参照。

せいしんしょうがいしゃ ほけん ふくしてちょう も かた かくしゅせいど
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の各種制度

区分 じぎょうめい 事業名		ようけん 要件	ないよう 内容	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちやう 精神障害者保健福祉手帳			まどぐち 窓口
				1級	2級	3級	
てあて ねんきん 手当・年金	とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当	20歳以上の在宅重度障害者(政令で定める障害が2つ以上等)であり、常時介護を必要とする者 所得制限あり	障害者に支給 月額 30,450 円 (2・5・8・11月支給)	者 △			ほんちやうちいきふくしか 本庁地域福祉課 かくししょちいきしんこうか 各支所地域振興課
	しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当	20歳未満の重度障害児であり、常時介護を必要とする者 所得制限あり	障害者に支給 月額 16,560 円 (2・5・8・11月支給)	△			
	しょうがいしゃふくしきん 障害者福祉金	たつの市内に1年以上居住の精神障害者 1、2級	1級 月額 3,000 円 2級 月額 1,500 円 (2・8月支給)	○	○		
	じどうふようとあて 児童扶養手当	①18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童 ②20歳未満で心身に中度以上の障害がある児童 ①又は②を養育する父母が重度の障害者(政令で定める程度の障害) 所得制限あり	ひとり親等の父母又は養育者に支給 月額 11,340 円～48,050 円 (養育する児童1人の場合) (1・3・5・7・9・11月支給)	者 △ 児童扶養手当法			ほんちやうじどうふくしか 本庁児童福祉課 かくししょちいきしんこうか 各支所地域振興課
	しょうがいきそねんきん 障害基礎年金	被保険者又は被保険者であった60歳以上65歳未満の方が一定程度(国民年金法による1、2級)以上の障害になったとき(20歳未満で障害者になった者を含む)	1級 年額 1,059,125 円 (S31.4.1以前生まれの方:1,056,125 円) 2級 年額 847,300 円 (S31.4.1以前生まれの方:844,900 円) (2ヵ月に1回(偶数月)に支給)	者 △	者 △	者 △	ほんちやうこくほいりやうねんきんか 本庁国保医療年金課 かくししょちいきしんこうか 各支所地域振興課 または ひめじめねんきんじむしょ 姫路年金事務所 かにゆうねんきんしゅべつ 加入年金の種類に より、申請先が変わります。
	とくべつしょうがいきゅうふきん 特別障害給付金	①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者	障害基礎年金1級該当 R8年度 月額 58,650 円 〃 2級該当 R8年度 月額 46,920 円 ※支給額は毎年度、物価の変動に応じて改定されます	者 △	者 △	者 △	

くぶん 区分 じぎょうめい 事業名		ようけん 要件	ないよう 内容	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳			まどぐち 窓口
				1 級	2級	3級	
医療 いりよう	じりつ しえん いりよう (せいしん) 自立 支援 医療 (精神 つういんいりよう せいど 通院医療) 制度	精神疾患を有する者で通院による精神医療 を継続的に要する程度の病状にある者	精神疾患の通院医療に要する費用の一 部を公費負担する 自己負担 原則1割 (課税状況により上限額設定)	○	○	○	ほんちようちいきふくしか 本庁地域福祉課 かくししよちいきしんこうか 各支所地域振興課
	じゅうどししょうがいしゃ 重度障害者 いりよう ひじよせいじぎょう 医療費助成事業	後期高齢者医療被保険者でない精神障害 者1級 所得制限あり	医療保険又は後期高齢者医療制度によ る給付が行われた場合の自己負担額の 一部を公費負担する (ただし、精神疾患の治療は対象外)	○			ほんちようこくほいりようねんきんか 本庁国保医療年金課 かくししよちいきしんこうか 各支所地域振興課
	こうれいじゅうどししょうがいしゃ 高齢重度障害者 いりよう ひじよせいじぎょう 医療費助成事業	後期高齢者医療被保険者で、精神障害者1 級 所得制限あり		○			
	こう きこうれいしゃいりようせいど 後期高齢者医療制度	65歳以上の精神障害者1、2級 (75歳未満は従来の保険と選択可)	医療費の自己負担割合 1割(現役並み所得者は3割)※一定の 所得がある方は2割	○	○		
共済 きやうさい	ひょうごけんしんしんしょうがいしゃ 兵庫県心身障害者 ふようきょうさいせいど 扶養共済制度	精神障害者を扶養する65歳未満の親族が 加入できる。(ただし、生命保険契約の対象と できない疾病・障害を有しないこと) 掛金月額 1口 9,300 円～23,300 円 (1人2口まで) ※掛金免除規定あり	加入者死亡のとき 月額 20,000 円支給 障害者死亡のとき(弔慰金) 30,000 円～250,000 円 (加入時期、加入期間により支給額が異 なります。)	△	△	△	ほんちようちいきふくしか 本庁地域福祉課 かくししよちいきしんこうか 各支所地域振興課
	しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさい 心身障害者扶養共済 せいどかけきんえんじょじぎょう 制度掛金援助事業	本市に引き続き 1 年以上住所を有する兵 庫県心身障害者扶養共済制度加入者	年間掛金額の2分の1以内を助成	△	△	△	
税の ぜい 控除 又は めんじょ 免除	しょうとくぜい 所得税	特別障害者控除 本人又は扶養親族、同一生計配偶者等 が、精神障害者1級の場合 障害者控除 本人又は扶養親族、同一生計配偶者等 が、精神障害者2・3級の場合	所得 控除 額	特別障害者 40 万円 (同居の場合 75 万円)	○		たつのぜいむしよ 龍野税務署
	障害者 27 万円				○	○	
	じゅうみんぜい 住民税			特別障害者 30 万円 (同居の場合 53 万円)	○		ほんちようし ぜい か 本庁市税課 かくししよちいきしんこうか 各支所地域振興課
	障害者 26 万円				○	○	
	そうぞくぜい 相続税	精神障害者が相続した場合	控 除 額	(85歳－現在の年齢)×20万円	○		たつのぜいむしよ 龍野税務署
	(85歳－現在の年齢)×10万円				○	○	
そうよぜい 贈与税	精神障害者が財産を信託した場合		6,000 万円まで非課税	○		たつのぜいむしよ 龍野税務署 かくしんたくぎんこう 各信託銀行	
			3,000 万円まで非課税		○		○

くぶん 区分 じぎょうめい 事業名		ようけん 要件	ないよう 内容	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳			まどぐち 窓口
				1 級	2 級	3 級	
ぜい 税の控除又は免除 めんじょ	けいじどうしゃぜい 軽自動車税	①障害者又は障害者と生計を一にする者が所有し、運転する軽自動車 ②障害者のみの世帯の者が所有し、当該障害者を常時介護する者が運転する軽自動車 ①又は②でもつばら当該障害者の移動手段として使用する場合(障害者1人につき1台)	全額免除 申請期限 各年度の納期限まで ※本人運転に関する減免はありません。 ※自動車税の減免を受けている方は対象となりません。	○			ほんちようしぜいか 本庁市税課 かくしよちいきしんこうか 各支所地域振興課
	じどうしゃぜい 自動車税	①障害者又は障害者と生計を一にする者が所有し、運転する軽自動車 ②障害者のみの世帯の者が所有し、当該障害者を常時介護する者が運転する軽自動車 ①又は②でもつばら当該障害者の移動手段として使用する場合(障害者1人につき1台)	減免限度額あり 自家用 39,500 円 営業用 9,500 円 ※上記の減免限度額は、総排気量が 1.50超、通常の自動車の場合です。 ※総排気量、グリーン化税制適用状況により減免額が変わります。 申請日 随時受付 (月割減免可)	○			たつのけんぜいじむしょ 龍野県税事務所
	ゆうせいど マル優制度 しょうがくちようきひかぜいせいど (少額貯蓄非課税制度)	精神保健福祉手帳所持者	350 万円までの預金等の利息非課税	○	○	○	かくきんゆうきかん 各金融機関
しきん 資金の貸付 かしつけ	せいかつふくししきん 生活福祉資金の貸付 かしつけ	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯 〈貸付対象となる資金の用途(一部)〉 ・日常生活を送る上で必要な福祉機器の購入にかかる費用 ・障害者の通院、通所等に使用する自動車の購入にかかる費用 ・住宅のバリアフリー化等の増築、改築、拡張、補修、保全にかかる費用 ・疾病の療養に必要となる経費 など	貸付限度額 5,800,000 円 ※資金の用途により、限度額が定められています。 返還期間 10 年以内 ※資金の用途により、期間が定められています。 利息 無利子 ※但し、連帯保証人を立てられない場合は 1.5%	詳しくは、社会福祉協議会 にお尋ねください			しゃかいふくしきようぎかい 社会福祉協議会

くぶん 区分 じぎょうめい 事業名		ようけん 要件	ないよう 内容	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳			まどぐち 窓口
				1 級	2級	3級	
J R・バス・公共料金等の割引 じえいあーる	じえいあーるうんちん J R 運賃	障害者(児)が <u>介護者付き添い</u> で利用する場合	本人と介護者1名の乗車券(普通・定期・回数)及び普通急行券 50%割引	○	△ ※12 歳未満の障害児の場合、 定期乗車券 50%割引		じえいあーるまどぐち J R 窓口 はんばいまどぐち てちょうていじ (販売窓口で手帳呈示)
		障害者(児)が <u>一人</u> で利用する場合 (片道 100km を超える場合のみ)	普通乗車券 50%割引	○	○	○	
	してつうんちん 私鉄運賃	各社の取り扱い一定せず、ほぼJRに準じている。	JRに準ずる	JRに準ずる。			かくかいしゃまどぐち 各会社窓口
	こくないこうくうんちん 国内航空運賃	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満 12 歳以上の精神障害者が介護者と共に、又は単独で利用する場合	本人と介護者1名(単独利用も可)に割引適用	詳しくは、各航空会社窓口でお尋ねください。			かくかいしゃまどぐち 各会社窓口 はんばいまどぐち (販売窓口で手帳呈示)
	しょうがいしゃふくし 障害者福祉タクシー りようりょうほじょじぎょう 利用料補助事業	在宅生活をしている重度精神障害者(1級)で、本人又は生計を一にする者が、本人の日常生活に用するため運転する自動車又は軽自動車が、自動車税又は軽自動車税の減免を受けておらず、高齢者タクシーの助成を受けていない場合	500 円相当額の障害者福祉タクシー利用券を年間 54 枚(1月当たり 4.5 枚)を限度に助成(契約タクシー会社で1乗車につき4枚まで使用可)※市民乗り合いタクシー乗車券との交換可	○			ほんちようちいきふくしか 本庁地域福祉課 かくししょちいきしんこうか 各支所地域振興課
	ちゅうしゃきんしじょがい 駐車禁止除外 していくるまひょうしやう 指定車標章	精神障害者保健福祉手帳1級	精神障害者の用に供する自動車に駐車禁止区域緩和の標章を交付	○			けいさつしよ たつの警察署 こうつうか 交通課
	えぬえいちけいほうそう NHK 放送 じゅしんりやう 受信料	精神障害者のいる市民税非課税世帯	全額免除	△	△	△	ほんちようちいきふくしか 本庁地域福祉課 かくししょちいきしんこうか 各支所地域振興課
		契約者が世帯主で、下記条件に該当する場合。 1級の精神障害者で、かつ受信契約者	半額免除	△			
えぬていむりやうばんごうあんない NTT無料番号案内 (ふれあい案内)	精神障害者保健福祉手帳所持者	番号案内が無料で利用できる(事前申込制)	○	○	○	ふれあい案内 事務局 (9 時～17 時) 電話 0120-104174 FAX0120-104134	

区分 じぎょうめい 事業名		ようけん 要件	ないよう 内容	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳			まどぐち 窓口
				1 級	2級	3級	
しょうがいふくし 障害福祉サービス							
かい いしきゅうふ 介護給付	ほうもんけい 訪問系	きょたくかいご 居宅介護 (ホームヘルプ)	在宅の精神障害者で、日常生活を営む上でサービスが必要とされる者 (障害支援区分によりサービス支給の可否を判定) ①市障害福祉窓口で相談・申請 ↓ ②サービス利用計画案の提出依頼 ↓ ③障害者の心身の状況や生活環境などについて市職員が訪問調査 ↓ ④調査結果と主治医意見書をもとに、たつの市障害支援区分認定審査会において審査・判定 ↓ ⑤障害支援区分の決定、「障害福祉サービス受給者証」の交付 ↓ ⑥サービス利用計画の作成 ↓ ⑦サービス事業者と契約 ↓ ⑧サービスの利用	居室における ①身体介護(食事・入浴・排せつなどの介助) ②家事援助(炊事・掃除・洗濯などの支援) ③通院等介助(病院に行く際の介助)	△	△	△
		じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	③障害者の心身の状況や生活環境などについて市職員が訪問調査 ↓ ④調査結果と主治医意見書をもとに、たつの市障害支援区分認定審査会において審査・判定	重度の精神障害者の居室と外出時の介護を総合的に提供	△	△	△
		こうどうえんご 行動援護	④調査結果と主治医意見書をもとに、たつの市障害支援区分認定審査会において審査・判定 ↓ ⑤障害支援区分の決定、「障害福祉サービス受給者証」の交付 ↓ ⑥サービス利用計画の作成 ↓ ⑦サービス事業者と契約 ↓ ⑧サービスの利用	精神障害により行動障害がある方の外出時の危険回避等の援護	△	△	△
	にちちゅうかつどうけい 日中活動系	たんきにゅうしょ 短期入所	⑤障害支援区分の決定、「障害福祉サービス受給者証」の交付 ↓ ⑥サービス利用計画の作成 ↓ ⑦サービス事業者と契約 ↓ ⑧サービスの利用	自宅での介護が一時的に困難になった場合の障害者支援施設等での入所支援	△	△	△
		せいかつかいご 生活介護	⑦サービス事業者と契約 ↓ ⑧サービスの利用	常に介護の必要な障害者に、施設等において日中の食事・入浴・排泄の介護や創作的活動・生産活動の機会を提供	△	△	△
		りょうようかいご 療養介護	〔利用者負担は原則 1 割 課税状況に応じた上限額を設定〕 ※障害福祉サービス、児童通所支援サービスを利用する場合は、相談支援事業所においてサービス等利用計画案の作成・提出が必要となります。	病院などの施設で機能訓練や療養上の管理、看護、介護又は日常生活上の援助を行う	△	△	△
	しせつけい 施設系	しせつにゅうしよしえん 施設入所支援	※障害福祉サービス、児童通所支援サービスを利用する場合は、相談支援事業所においてサービス等利用計画案の作成・提出が必要となります。	施設等入所者に、居住の場と夜間及び日中活動のない日の支援を提供	△	△	△

ほんちようちいきふくしか
 本庁地域福祉課
 かくしよちいきしんこうか
 各支所地域振興課

くぶん 区分 じぎょうめい 事業名			ようけん 要件	ないよう 内容	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳			まどぐち 窓口
					1 級	2 級	3 級	
く 訓練等給付	く 訓練系・就労系	じりつくんれん 自立訓練 せいかつくんれん (生活訓練)	精神障害者で、自立した生活を営むための訓練や、就職につながる支援が必要とされる者	精神障害者への地域生活に向けた生活能力向上訓練	△	△	△	ほんちようちいきふくしか 本庁地域福祉課 かくししよちいきしんこうか 各支所地域振興課
		しゅうろういこうしえん 就労移行支援		就労希望者に生産活動等の機会を提供し、知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る	△	△	△	
		しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援		就労が困難な者に生産活動等の機会を提供 A型 一般就労への移行に向けての支援 B型 知識・能力の維持・向上のための支援	△	△	△	
		しゅうろうせんたくしえん 就労選択支援		就労先・働き方についてより良い選択ができるよう本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する	△	△	△	
		しゅうろうていちやくしえん 就労定着支援		就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う	△	△	△	
	き 居住支援系	じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	※ただし、共同生活援助(グループホーム)については、22ページの要件欄に記載の手順になります。 ※グループホーム家賃補助 最大 15,000 円の家賃補助があります。(生活保護法第6条第1項に規定する被保護者は除く)	施設入所支援や共同生活援助(グループホーム)を利用していた人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う	△	△	△	
		きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム)		○介護サービス包括型 重度の障害者が共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護を提供 ※世話人・生活支援員を配置 ○外部サービス利用型 就労・就労継続支援等を利用している精神障害者が共同生活を営む上での相談及び生活上の援助 ※世話人を配置 介護が必要な場合は外部の居宅介護事業所に委託	△	△	△	

くぶん 区分 じぎょうめい 事業名		ようけん 要件	ないよう 内容	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳			まどぐち 窓口
				1 級	2 級	3 級	
そうだんしえん 相談支援	ちいきいこうしえん 地域移行支援		障害者支援施設等に入所している精神障害のある人が、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与する。	○	○	○	ほんちようちいきふくしか 本庁地域福祉課 かくししよちいきしんこうか 各支所地域振興課
	ちいきていちやくしえん 地域定着支援		施設や病院から地域生活へ移行した障害のある人や独り暮らしへと移行した人が、安定的に地域生活を営めるよう、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に乗じ、相談などの便宜を供与する。	○	○	○	
ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業	きょたくせいかつしえんじぎょう 居宅生活支援事業	いどうしえん 移動支援	精神障害者で、自立した日常生活又は社会生活を営むためにサービスが必要とされる者 ①市障害福祉窓口で相談・申請 ②申請の際に、障害者の心身の状況や生活環境などについて聴き取り調査 ③支給の決定、「居宅生活支援事業受給者証」の交付 ④サービスの利用	社会生活上必要な外出、余暇活動等の社会参加のための支援	△	△	
		につちゅういちじしえん 日中一時支援	④サービスの利用 [利用者負担は原則 1 割 課税状況に応じた上限額を設定]	自宅での介護が一時的に困難になった場合に、施設等で宿泊を伴わずに食事、排泄などの介護を行う	△	△	
	ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター		精神障害者で自立した日常生活又は社会生活を営むためにセンターの利用が必要とされる者	創作的活動又は生産活動の機会の提供や相談支援など	△	△	

くぶん 区分 じぎょうめい 事業名		ようけん 要件	ないよう 内容	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳			まどぐち 窓口
				1 級	2 級	3 級	
その ほかに よせい きゆうふ その他助成・給付	じりつしえんはいしよく 自立支援配食サービス	食事の調理が困難な重度障害者のみの世帯又は重度障害者と65歳以上の高齢者のみの世帯	栄養のバランスがとれた食事を配食し安否確認を行う 昼食週1回　夕食週5回以内 (土・日・祝日を除く)	△			ほんちようこうねんふくしか 本庁高年福祉課 かくししょちいきしんこうか 各支所地域振興課
	きゆうきゆういりようじょうほう 救急医療情報キット はいふ 配付	重度の障害者のみの世帯又は重度の障害者と65歳以上の世帯に属する者	かかりつけ医療機関や持病等、救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配付する。 ①保管容器 ②医療情報用紙 ③保管者ステッカー	○			ほんちようちいきほうかつしえんか 本庁地域包括支援課 かくししょちいきしんこうか 各支所地域振興課
	たいいくしせつしょうりよう 体育施設使用料 の わりびき 割引	精神障害者保健福祉手帳所持者	市内体育施設（体育館、テニスコート、プール）の使用料を8割減免する。	○	○	○	しんこうか スポーツ振興課 かくたいいくかん 各体育館
	ちゅうしゃじょう ゆずりあい駐車場	精神手帳 1 級を所持し歩行が困難な方	兵庫県に登録された「兵庫ゆずりあい駐車場」の標章がある駐車区画に駐車ができる利用証を交付。(要件により有効期限あり)	△			たつのけんこうふくしじむしょ 龍野健康福祉事務所 ほんちようちいきふくしか 本庁地域福祉課 かくししょちいきしんこうか 各支所地域振興課
	ヘルプマーク ヘルプカード の こうふ 交付	外見からは分かりづらい障害や病気等があり、配慮を必要としている人	【ヘルプマーク（タグ）】 カバンに装着する等、身に着けて外出先で周囲に配慮等が必要なことを知らせるもの 【兵庫県版ヘルプカード】 名刺サイズのカードで、配慮等を必要とする場面で提示するもの	○	○	○	
	しょうがいしゃてちょう デジタル障害者手帳 (ミライロ ID)	障害者手帳を所有している方 ◇ミライロ ID https://mirairo-id.jp/	スマートフォン向けアプリです。手帳情報等を登録し、公共施設や商業施設で障害者手帳の代わりに提示することができます。(利用の可否については、提示する施設にご確認ください。)	○	○	○	ミライロ ID 登録画面 QR コード 
その た その他	サポートファイル	障害のある方等	こどもの発達にかかる様々な情報について、記録整理するファイル形式のノートです。	○	○	○	ほんちようちいきふくしか 本庁地域福祉課

各関係機関の連絡先

かんこうちょう
官公庁

機関名			住所	TEL	FAX	備考
たつの市	市役所(本庁)	ちいきふくしか 地域福祉課	たつの市龍野町富永1005-1	0791-64-3204	0791-63-0863	たつの市福祉事務所
		こうねんふくしか 高年福祉課		0791-64-3152		
		じどうふくしか 児童福祉課		0791-64-3153		
		ちいきほうかつしえんか 地域包括支援課 (ふくし総合相談窓口)		0791-64-3197 (0791-64-3270)		
		こくほいりょうねんきんか 国保医療年金課		0791-64-3240	0791-63-3785	
		しぜいか 市税課		0791-64-3145	0791-62-1576	
		しんこうか スポーツ振興課		0791-63-2261	0791-63-4470	
		しんぐうそうごうししよ 新宮総合支所		ちいきしんこうか 地域振興課	たつの市新宮町宮内16	0791-75-0255
	いぼがわそうごうししよ 揖保川総合支所	ちいきしんこうか 地域振興課	たつの市揖保川町正條279-1	0791-72-2523	0791-72-6076	しみんけんこうふくしかかり 市民健康福祉係
	みつそうごうししよ 御津総合支所	ちいきしんこうか 地域振興課	たつの市御津町苅屋356-1	079-322-1451	079-322-2625	しみんけんこうふくしかかり 市民健康福祉係
ひょうごけん 兵庫県	たつのけんこうふくしじむしよ 龍野健康福祉事務所		たつの市龍野町富永1311-3	0791-63-5137	0791-63-9225	
	たつのけんぜいじむしよ 龍野県税事務所			0791-63-5130	0791-63-2560	
ひめじねんきんじむしよ 姫路年金事務所			ひめじしほうじょう ちょうめ 姫路市北条1丁目250	079-224-6382	079-224-0838	
たつのぜいむしよ 龍野税務署			たつの市龍野町富永1005-70	0791-62-0281		
たつのけいさつしよ たつの警察署			たつの市龍野町富永1005-75	0791-63-0110		
にし 西はりま消防組合			たつの市揖保川町正條279-1	0791-76-7119	0791-72-6119	

その他の機関・団体

機関名	住所	TEL	FAX	備考
(社福)たつの市社会福祉協議会	たつの市龍野町富永410-2	0791-63-5106	0791-63-5108	
たつの市身体障害者福祉協会	たつの市龍野町富永1005-1	0791-64-3204	0791-63-0863	事務局:たつの市地域福祉課
たつの市手をつなぐ育成会				
(公財)兵庫県身体障害者福祉協会	神戸市中央区坂口通2-1-1	078-242-4620	078-242-4260	兵庫県福祉センター内
(公財)兵庫県手をつなぐ育成会		078-242-4644	078-242-4069	
あおぞら家族会	たつの市龍野町堂本179	0791-62-5488	0791-78-8099	NPO法人いねいぶる内
(公社)日本オストミー協会 兵庫県支部	神戸市中央区楠町5-4-8	078-371-1830	078-371-1830	
兵庫県こどものきこえ相談センター	神戸市灘区岸地通1-1-1 灘 区民ホール2階	078-600-0556	078-805-4192	兵庫県聴覚障害者情報センター内

しょうがいしゃそうだんいんのれんらくさき 障害者相談員の連絡先

しんたいしょうがいしゃそうだんいん 身体障害者相談員

ちくめい 地区名	そうだんいん 相談員	問合せ先
たつのちく 龍野地区	ふじた はまこ 藤田 濱子	本庁地域福祉課 0791-64-3204
	なんと しげき 南都 樹	
	み き たかこ 三木 崇子	
	くわた あつし 桑田 厚	
	やもと まさる 矢本 勝	
	もりさき まさよし 森崎 正良	

ちくめい 地区名	そうだんいん 相談員	問合せ先
しんぐうちく 新宮地区	かのう しょうじ 家納 昭次	新宮総合支所地域振興課 0791-75-0255
	いえずい こうぞう 家氏 孝藏	
	やまもと あきこ 山本 明子	
いぼがわちく 揖保川地区	なかたに ときこ 中谷 時子	揖保川総合支所地域振興課 0791-72-2523
	すえもと まりこ 末本 マリ子	
みつちく 御津地区	ほそみ えいこ 細見 英子	御津総合支所地域振興課 079-322-1451
	つちだ なほみ 土田 なほみ	

ちてきしょうがいしゃそうだんいん 知的障害者相談員

そうだんいん 相談員	問合せ先
やの かずたか 矢野 一隆	本庁地域福祉課 0791-64-3204
うつみ てるみ 内海 栄美	
もりもと のりこ 森本 典子	新宮総合支所地域振興課 0791-75-0255
こうにし たづこ 香西 多鶴子	揖保川総合支所地域振興課 0791-72-2523
おの かのり 尾野 かおり	御津総合支所地域振興課 079-322-1451
なかにし まきこ 中西 まきこ	

せいしんしょうがいしゃそうだんいん 精神障害者相談員

相談員	問合せ先
やの さなえ 矢野 早苗	NPO法人 いねいぶる 住所 たつの市龍野町堂本179 電話 0791-62-5488
たなか すずむ 田中 進	
うつみ みちこ 内海 理子	
やまだひろあき 山田浩章	
まえだ まさひで 前田 正英	
なかた りさこ 中田 梨紗子	

※ 相談員は障害者のあらゆる問題について、相談に応じています。

※ 各相談員の連絡先については、左記まで問合せてください。

障害者手帳に関する手続き

※以下のような場合は、本庁地域福祉課又は各支所地域振興課窓口にて手続きを行ってください。

手続きによってはマイナンバーカードが必要になりますので、窓口にお越しの際は本人や保護者のマイナンバーカードを持参してください。

内容		手続き	必要書類等
氏名・保護者変更		へんこうとどけ 変更届	てちょう 手帳
住所変更(転居)			てちょう 手帳
住所変更(他市町へ転出)			てんしゅつさき しちょう とどけで 転出先の市町で届出ください。 (障害者施設入所の場合は、原則、たつの市にて手続き一手帳要) てあてとう じゅきゅう ばあい し べつととどけで ひつよう 手当等を受給している場合は、たつの市にて別途届出が必要です。
等級(程度) 変更	身体障害者手帳	さいこうふしんせい 再交付申請	しゃしん たて せんち よこ せんち てちょう しんだんしょ いけんしょ 写真(縦4cm×横3cm)、手帳、診断書・意見書
	療育手帳		しゃしん たて せんち よこ せんち てちょう 写真(縦4cm×横3cm)、手帳 <18歳以上の場合> さいいじょう ばあい どういしょ ちょうさひょう せいいくれき げんきょう まどぐち き と 同意書、調査表(生育歴・現況について窓口にて聞き取り) 承諾書 見直し申請に関する報告書
	精神障害者保健 福祉手帳		しゃしん たて せんち よこ せんち しんだんしよまた せいしんしょうがい しきゅうじ ゆう しょうがいねんきんしょうしやとう うつ てちょう 写真(縦4cm×横3cm)、診断書又は精神障害を支給事由とする障害年金証書等の写し、手帳、 どういしょ ねんきんしょうしよ しんせい ばあい 同意書(年金証書による申請の場合)
破損・汚損			しゃしん たて せんち よこ せんち てちょう 写真(縦4cm×横3cm)、手帳
紛失			しゃしん たて せんち よこ せんち 写真(縦4cm×横3cm)
有効期限が 切れる場合	療育手帳	こうしんしんせい 更新申請	しゃしん たて せんち よこ せんち てちょう 写真(縦4cm×横3cm)、手帳 <18歳以上の場合> さいいじょう ばあい どういしょ ちょうさひょう せいいくれき げんきょう まどぐち き と 同意書、調査表(生育歴・現況について窓口にて聞き取り) ゆうこうきげん かげつまえ しんせい 《有効期限の3ヶ月前くらいに申請してください。》
	精神障害者保健 福祉手帳		しゃしん たて せんち よこ せんち しんだんしよまた せいしんしょうがい しきゅうじ ゆう しょうがいねんきんしょうしやとう うつ てちょう 写真(縦4cm×横3cm)、診断書又は精神障害を支給事由とする障害年金証書等の写し、手帳、 どういしょ ねんきんしょうしよ しんせい ばあい ゆうこうきげん かげつまえ しんせい 同意書(年金証書による申請の場合) 《有効期限の3ヶ月前から申請できます。》
死亡		へんかんとどけ 返還届	てちょう てあてとう じゅきゅう ばあい みしきゅうぶん ふりこみさき わ かぞく つうちやうとう 手帳 手当等を受給している場合は、未支給分の振込先が分かるもの(家族の通帳等)